



# 島根県報

令和8年4月21日（火）

号外第56号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

**【告 示】**

道路の区域の変更

(道路維持課) 2

道路の供用開始

( " ) 3

# 告 示

## 島根県告示第285号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和8年4月21日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延長		
一般国道	485号	隠岐郡隠岐の島町原田1858番1地先から同町上西滝畑11番2地先まで	前	メートル 9.85～ 13.01	メートル 46.37	災害防除工事 拡幅
			後	11.21～ 15.06	46.37	
"	"	隠岐郡隠岐の島町上西中河原15番1地先から同1番1地先まで	前	11.77～ 19.83	58.91	災害防除工事 拡幅
			後	30.94～ 38.87	58.91	
県道	七類雲津長浜線	松江市美保関町雲津666番地先から同番地先まで	前	8.80～ 9.04	17.01	災害復旧工事 拡幅
			後	11.93～ 14.56	17.01	
"	津和野田万川線	益田市桂平町1509番2地先から同町1486番2地先まで	前	4.08～ 27.48	226.78	道路改良工事 拡幅
			後	9.66～ 34.47	226.78	

## 島根県告示第286号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和8年4月21日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	松江木次線	松江市東忌部町2113番17地先から同町2410番6地先まで	メートル 451.10	令和8年 4月21日	松江県土整備事務所	
〃	美濃地石見横田停車場線	益田市向横田町イ229番1地先から同町イ367番6地先まで	174.90	令和8年 4月21日	益田県土整備事務所	